

## 4 生産者（事業者）の役割について

### 再商品化促進のための法制度と体系

平成 3 年の「再生資源利用促進法（改正後は資源有効利用促進法）」の施行以来、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備（個別物品の特性に応じた規制等）が体系的に進められている。

容器包装リサイクル法と家電リサイクル法を例に、事業者・消費者・自治体の役割について説明する。

#### 【再資源化促進のための体系について】

##### 1 容器包装リサイクル法

###### (1) 容器包装リサイクル法における再商品化の 3 つのルート（図 1）

自治体（区市町村）・消費者・容器包装の事業者（特定事業者）による回収リサイクルシステムの概要をルート別に説明

###### (2) 容器包装の再商品化に係わる役割と実績（図 2）

再商品化に係わる役割を指定法人（※）ルートにおける実績を例に説明  
（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会・平成 21 年度実績）

※指定法人（日本容器包装リサイクル協会）とは、容器包装リサイクル法における指定法人であり、特定事業者からの委託を受け、区市町村が分別収集した容器包装廃棄物の再商品化を行う。

##### 2 家電リサイクル法

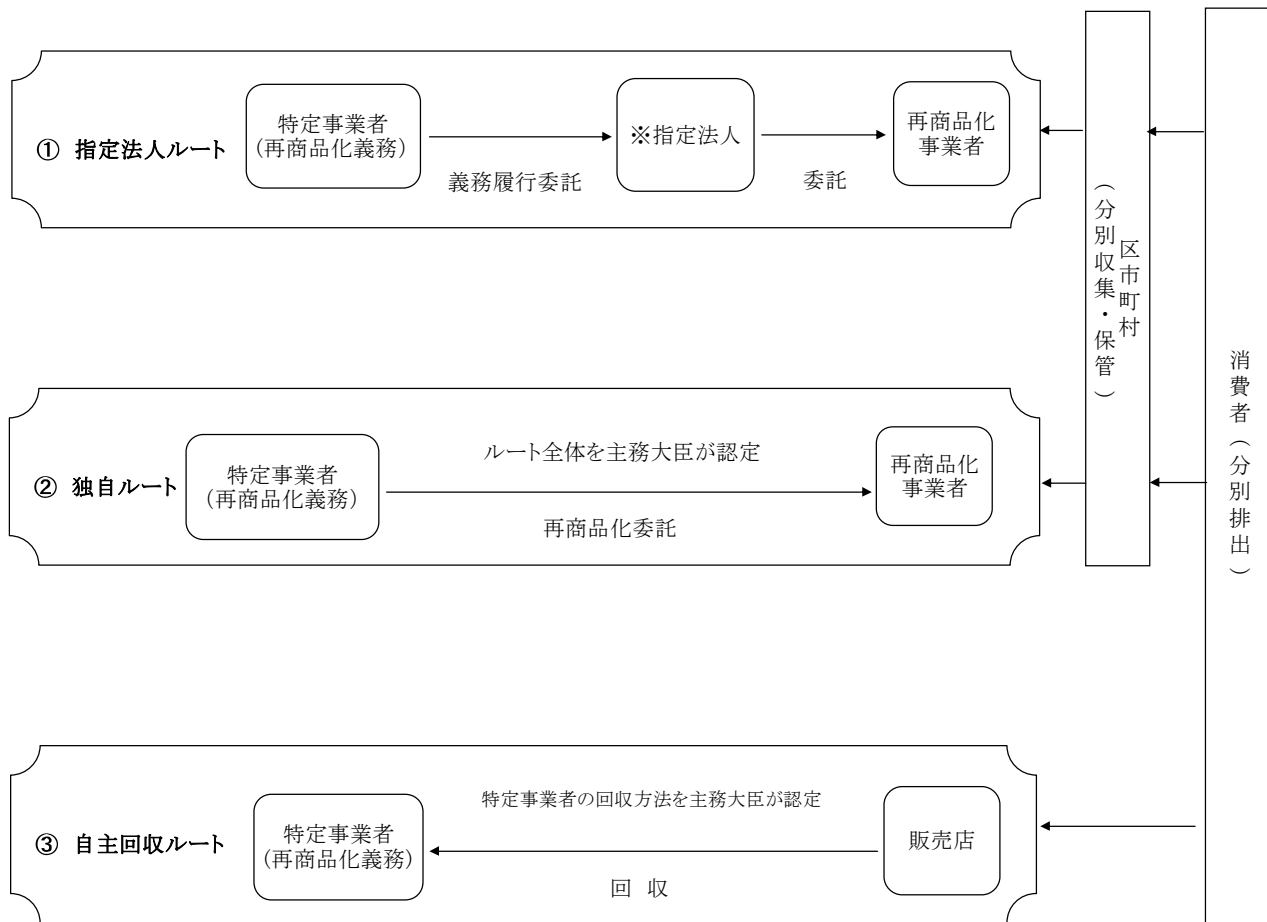
###### (1) 家電リサイクル法におけるメーカー等の役割概要（図 3）

使用済み家電製品（廃家電）の再商品化の流れを、自治体（区市町村）・消費者・再商品化に関わるメーカー等の役割別に説明

##### 3 再商品化義務の対象となっている容器包装廃棄物の再商品化の方法（図 4）

容器包装リサイクル法による再商品化の対象となる容器包装の再商品化までの流れを、中間処理方法・再生品の利用例を交え説明

図1 再商品化における3つのルート

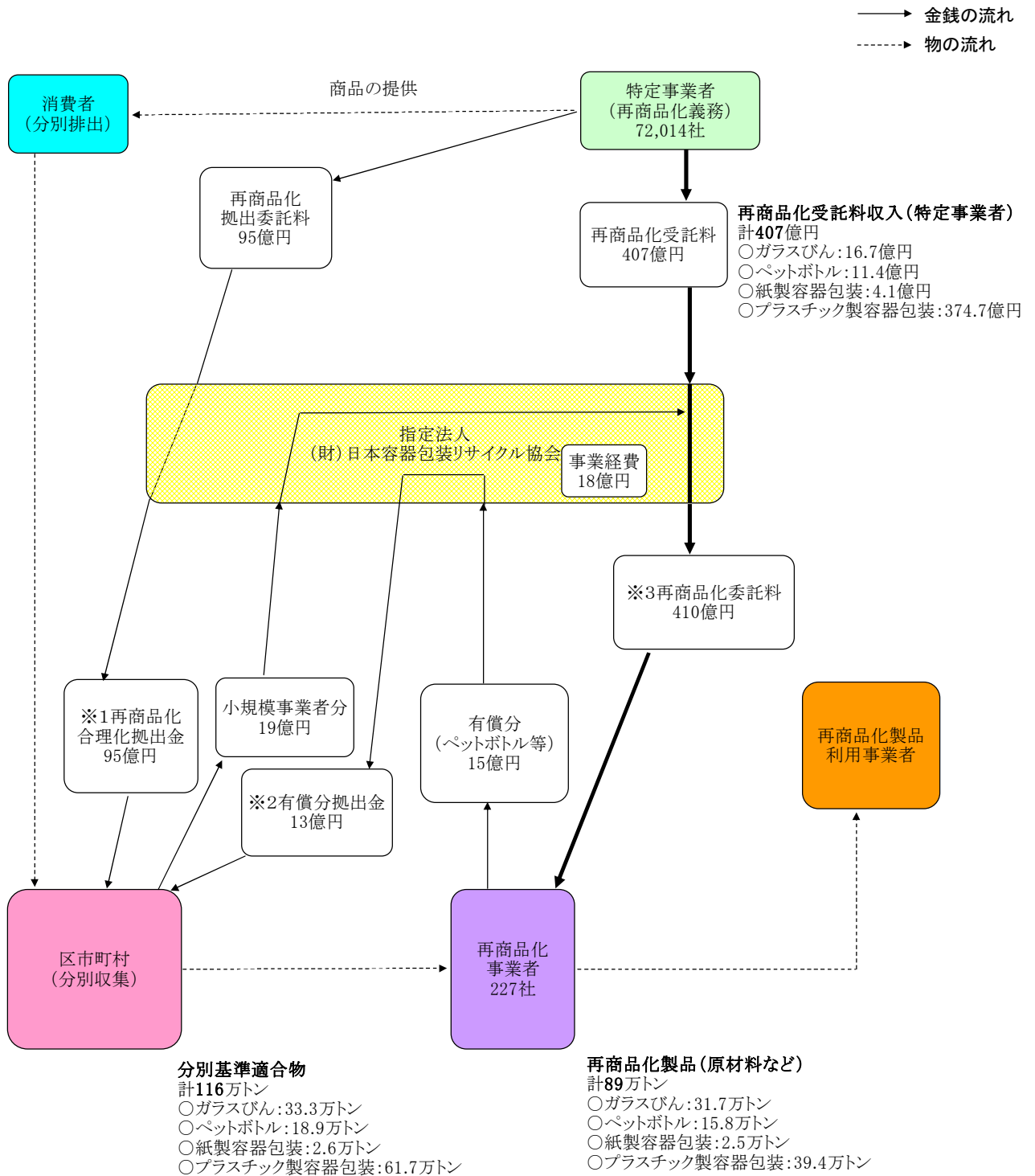


上記の図のとおり、容器包装リサイクル法に基づく再商品化のルートでは、区市町村による分別収集や消費者による分別排出及び分別収集された容器包装について事業者(※特定事業者)による再商品化という回収リサイクルシステムが規定されている。

※特定事業者:「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者  
 「容器」を製造する事業者  
 「容器」及び「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者  
 ただし小規模事業者等は適用外

【出典】資源循環ハンドブック2009<法制度と3Rの動向>(経済産業省)  
 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会HP

図2 容器包装の再商品化に係わる役割と実績  
 (公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会・平成21年度)



※1: 区市町村が協会に引き渡す使用済み容器包装物について、異物混入や汚れなどの不適物を品質改善によって低減した成果に応じて協会が抛出する資金  
 ※2: 使用済みペットボトル等の有償入札に伴う収入のうち、協会が区市町村へ抛出する資金  
 ※3: 実際に再商品化にかかった費用。再商品化事業者へ支払われた。

図3 家電リサイクル法におけるメーカー等の役割概要

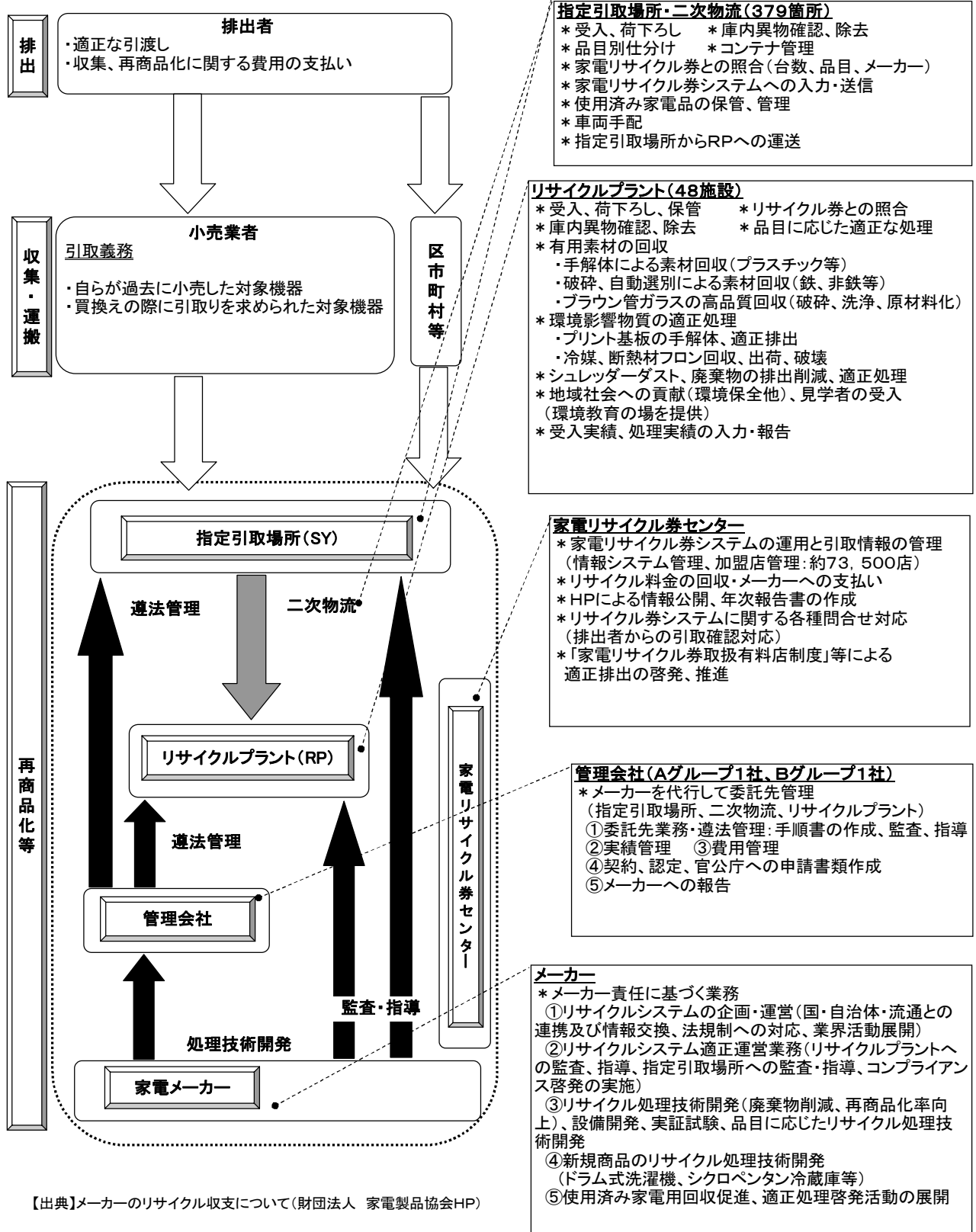
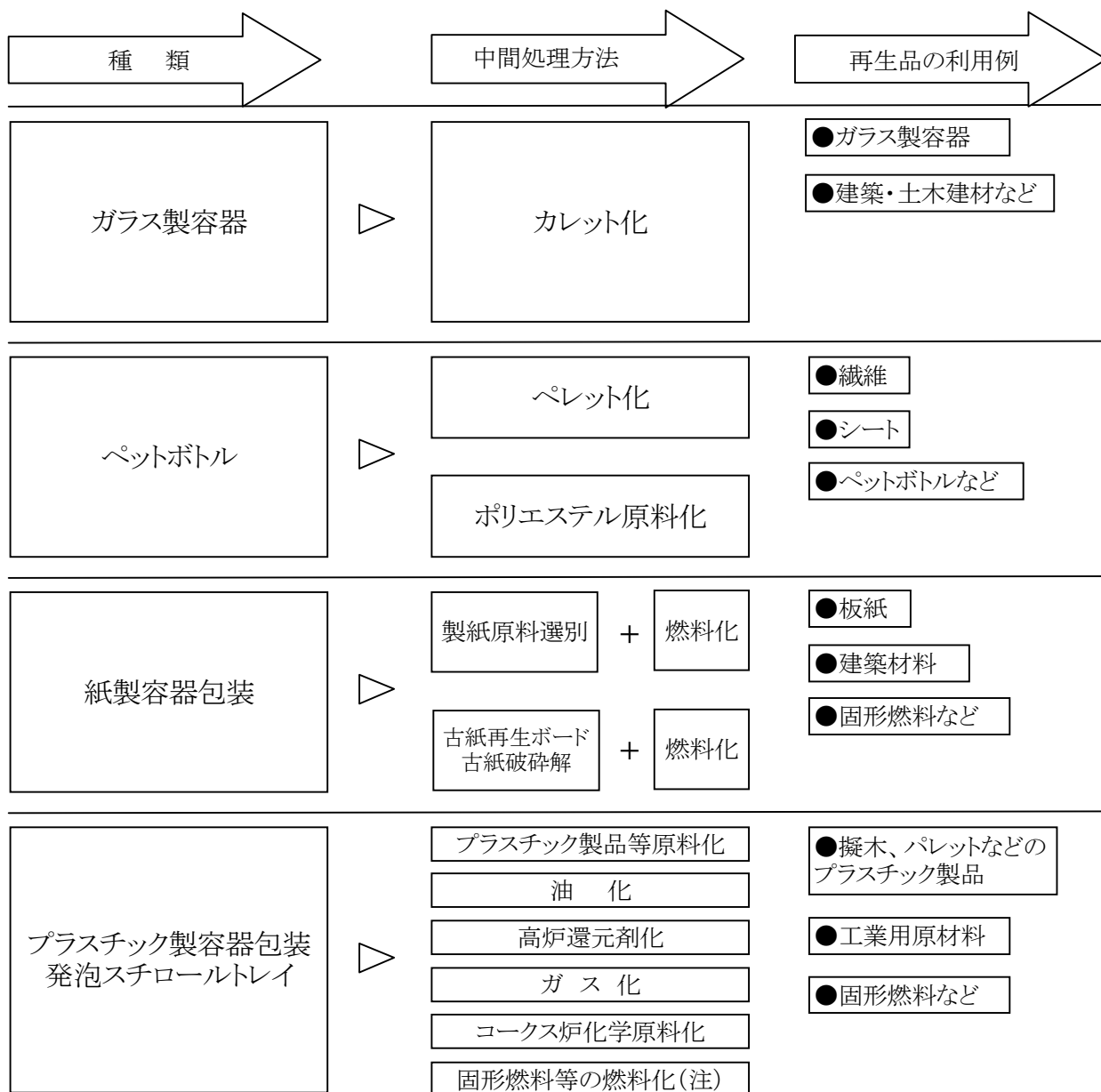


図4 再商品化義務の対象となっている容器包装廃棄物の再商品化の方法



(注) その他の手法では円滑な再商品化の実施に支障が出る場合に緊急避難的、補完的に利用。

※なお、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールについても、容器包装リサイクル法の対象になる容器だが、現在は、リサイクル(再商品化)の義務は生じていない。

【出典】資源循環ハンドブック2009<法制度と3Rの動向>(経済産業省)